

作成年月日 2001年 1月30日
改訂年月日 2016年 4月 1日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 オリステープ(給湯用)
会社情報 会社名 株式会社折原製作所
担当部署 栃木工場 品質管理室
住所 〒329-1332 栃木県さくら市蒲須坂 280-2
電話番号 028-682-0181
FAX番号 028-682-0185
緊急連絡先 028-682-0181

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性 : ゴム混合物としての有用な情報無し。
特有の危険有害性 : ゴム混合物としての有用な情報無し。
GHS分類 : 該当なし。
国・地域情報 : 該当なし。
国内法による規定 : 該当なし。

3. 組成及び成分情報

化学物質または混合物の区分 混合物
化学名 ゴム混合物
成分情報

成分	CAS. No.	官報公示整理番号	含有量 (%)
エチレンプロピレン ジエンモノマー共重合体	25038-36-2	6-47	約 48
カーボンブラック	1333-86-4	元素	約 29
鉱油	鉱油メーカー企業秘密のため非開示		約 16
酸化亜鉛	1314-13-2	1-561	約 2
ゴム薬品	登録有り	登録有り	約 4

4. 応急措置

吸入した場合 : 揮発成分・微粉末状物・粉砕物等を吸入した場合は、
良くうがいを行い、状況に応じて医師の手当てをうける。
皮膚に付着した場合 : 流水で洗い流したあと、石鹸で良く洗い、状況に応じて医師の
手当てを受ける。
目に入った場合 : 清浄な水で最低15分間以上洗眼したのち、痛みが残る場合は、
直ちに眼科医の診断を受ける。
飲み込んだ場合 : 清浄な水で良く口の中を洗浄し、意識があれば、指を咽の奥に
差し込んで吐き出させ、医師の診断を受ける。
予想される急性症状
及び遅発性症状 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
最も重要な徴候及び症状 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
応急措置をする者の保護 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
医師に対する特別な注意事項 : ゴム混合物としての有用な情報なし。

5. 火災時の措置

消火剤 : 水、粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、泡消火剤等。
使ってはならない消火剤 : ゴム混合物としての有用な情報なし。

- 特有の危険有害性 : 燃焼ガスには、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際は、煙を吸入しないように注意する。
- 特有の消火方法 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
- 消火を行う者の保護 : 耐熱性保護具を着衣するほか、自吸式の呼吸用保護具を着用し、風上から消火する。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項 : 固体のため特になし。
- 保護具及び緊急時措置 : 固体のため特になし。
- 環境に対する注意事項 : 固体のため特になし。
- 回収・中和 : 固体のため特にないが、放置すると産業廃棄物の不法投棄になるので、直ちに回収すること。
- 二次災害の防止策 : 固体のため特になし。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い
- 技術的対策 : 炎、火花又は高温体との接触をさけ、常温で取扱う。
- 局所排気・全体換気 : 固体のため特になし。
- 安全取扱い注意事項 : ゴム混合物は消防法の「指定可燃物」合成樹脂類に該当し、カーボンブラックは、GHS 分類自己発熱性化学品区分 1-2 (危険、自己発熱：火災のおそれ) に該当するので、火気を近づけないように取扱う。
また、目、口、皮膚等に直接触れぬよう保護具着用が望ましい。
取扱い作業後は、うがい・手指の洗浄を励行する。
- 保管
- 技術的対策 : 直射日光、熱、油により性能が低下するので、これらを避ける方法をとること。
- 混触禁止物質 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
- 保管条件 : 直射日光を避け、20℃前後の冷暗所に保管する。
- 容器包装材料 : 製品を変質させない容器、包装材料を使用すること。
8. 暴露防止及び保護措置
- 管理濃度 : 固体のため特になし。
- 許容濃度 : 固体のため特になし。
- 設備対策 : 研磨、切断加工を加える等、粉じんが発生する場合には、集塵機の設置又は加工設備の密閉化等を実施する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 防じんマスク。(研磨、切断加工を加える場合など)
- 手の保護具 : 綿軍手、ゴム手袋等の保護手袋。
- 目の保護具 : サイドシールド付き安全眼鏡。(研磨、切断加工を加える場合など)
- 皮膚及び身体の保護具 : 作業帽子・作業着・安全靴。
9. 物理的及び化学的性質
- 外観等 : シート状固体。
- 臭い : ゴム特有の臭いがある。
- 爆発性・酸性性 : なし。
- 比重 : 約 1.1
- 溶解性 : 水に難溶。有機溶剤に溶解または膨潤する。
- 自然発火温度 : 適用外。(水との反応性もなし)
- 燃焼性 : 通常環境で着火した場合、燃焼が継続する可燃物である。
- 発火点 : 現在のところ有用なデータなし。

ただし、250℃以上の高温にさらすか、本体が250℃以上になると、
 燃焼する恐れがあるといわれているので、火気に近づけないこと。

その他 燃焼生成ガス：H₂O、CO、CO₂、SO_xなどを生成。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の実取扱い条件下では安定。
- 反応性 : 通常の実取扱い条件下では安定。
- 避けるべき条件 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
- 混触危険物質 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
- 危険有害な分解生成物 : ゴム混合物としての有用な情報なし。

11. 有害性情報

健康有害性

有害性項目	GHS 区分	危険有害性情報
急性毒性（経口）	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
急性毒性（経皮）	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外	GHS の定義における固体のため、対象外。
急性毒性（吸入：蒸気）	区分できない	ゴム混合物から発生する揮発成分は、呼吸器官（鼻、のど）を刺激し、気分を悪くする恐れがある。
急性毒性（吸入：粉塵/ミスト）	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
皮膚腐食性/刺激性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
目に対する重篤な損傷性・刺激性	区分できない	ゴム混合物から発生する揮発成分は、目を刺激する恐れがある。
呼吸器感作性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
皮膚感作性	区分できない	ゴム混合物から発生する揮発成分、及びゴムに直接接触した場合は皮膚にかぶれを起こす恐れがあり、高温に加熱されたゴムに直接接触した場合は火傷する。
生殖細胞変異原性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。
発がん性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、ゴムに混合してあるカーボンブラックは、IARC グループ 2B に分類され、GHS 分類区分 2（警告、発がんのおそれの疑い）に該当する。
生殖毒性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、GHS 分類に該当する以下の物質を混合してある。 ・酸化亜鉛 区分 2：警告、生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
標的臓器/全身毒性（単回暴露）	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、GHS 分類に該当する以下の物質を混合してある。 ・酸化亜鉛 区分 1（呼吸器・全身毒性）：危険、臓器の障害（呼吸器・全身毒性）
標的臓器/全身毒性（反復暴露）	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、GHS 分類に該当する以下の物質を混合してある。 ・カーボンブラック 区分 1（肺）：危険、長期又は反復暴露による臓器の障害（肺）
吸引性呼吸器有害性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。

環境有害性

有害性項目	GHS 区分	危険有害性情報
水生環境急性有害性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、GHS 分類に該当する以下の物質を混合してある。 ・酸化亜鉛 区分 1：警告、水生生物に非常に強い毒性
水生環境慢性有害性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報はないが、GHS 分類に該当する以下の物質を混合してある。 ・酸化亜鉛 区分 1：警告、長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
オゾン層への有害性	区分できない	ゴム混合物としての有用な情報なし。

1 2. 環境影響情報

生態毒性 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
 残留性 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
 生体蓄積性 : ゴム混合物としての有用な情報なし。
 土壌中への移動性 : ゴム混合物としての有用な情報なし。

1 3. 廃棄上の注意

廃棄処理 : 廃棄の際、本製品は産業廃棄物に該当するので、『廃棄物処理及び清掃に関する法律同施行令 6 条』に準拠し、並びに各都道府県または各自治体等の規制に準拠すること。
 廃棄の外部委託 : 都道府県知事または各自治体等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国連分類 : ゴム混合物としては国連の定義による危険物に該当しない。
 海洋汚染物質 : ゴム混合物なので非該当。
 国内規制 : 消防法、毒劇物取締法、航空法、船舶安全法、港則法などの輸送規定に該当しない。
 輸送の特定の安全対策及び条件 : 荷崩れ・転倒・落下・潰れ・損傷せぬよう出来るだけ低く固定し、水濡れ、直射日光を避け、一般のプラスチック・ゴム類に準じて輸送する。

1 5. 適用法規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律同法施行令第 6 条
 消防法第 9 条の 3 危険物の規制に関する政令第 1 条の 1 2. 別表第 4 の「指定可燃物」合成樹脂類 (3000kg 以上) に該当する。
 労働安全衛生法第 57 条の 2、「名称等を通知すべき危険物及び有害物」に該当する以下の物質を混合している。
 政令第 18 条の 2 別表第 9 の 130 カーボンブラック
 政令第 18 条の 2 別表第 9 の 168 鉱油
 政令第 18 条の 2 別表第 9 の 188 酸化亜鉛

1 6. その他の情報

参考文献・資料

国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 (国立医薬品食品衛生研究所)
 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) (独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
 IARC Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risk of Chemicals to humans, Volume 33 Toxic Hazards of Rubber Chemicals (1984)

注意

本安全データシートは、現時点で入手できる情報・資料・データに基づき作成したもので新しい知見や法令により改訂されることがあります。

また、本安全データシートは、本製品の安全な取扱いを確保する為の参考資料として、取扱い事業者に提供されるもので、記載データや評価についていかなる保証をなすものではありません。

取扱いの注意事項等も通常の実用を前提としたものであり、取扱い事業者は自らの責任の元で、個々の取扱いに応じた適切な処置を講じてください。

以上